

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人げんき（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (意義)

第2条 本規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。この場合、交通費を含む。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対して報酬は支給しない。ただし、法人の給与規程に基づき給与を支給する場合がある。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。この場合、交通費を含む。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員が、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人

の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成24年3月16日より適用する。

改正付則

この規程は、令和元年6月11日より適用する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	5,000 円	20,000 円	180,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
役員(常勤)	0 円	0 円	0 円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額・月額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事 (理事長)	200,000 円/月額	2,400,000 円	2,400,000 円
理事	5,000 円/日額	50,000 円	500,000 円
監事	5,000 円/日額	125,000 円	250,000 円
監事 (監事監査指導報酬等)	20,000 円/日額	40,000 円	80,000 円